

市立小中学校体育館指定避難所空調機整備事業に係る事業者選定プロポーザル審査を次のとおり行う。

令和8年4月1日

多治見市長 高木 貴行

記

選定審査の目的	短期間で全校に一斉整備する施工能力、市内企業の積極的活用や学校運営に支障の少ない施工等、価格競争以外の専門性や技術力等の要素を含めて総合的に判断し、事業目的を的確かつ円滑に遂行する事業者を選定することを目的として、選定審査を実施する。
事業番号	多危管購第1号
事業名	市立小中学校体育館指定避難所空調機整備事業
履行場所	市立小中学校体育館17校
履行期間	契約締結日から令和10年3月31日まで
事業概要	災害時の避難生活環境の影響による高齢者等の健康被害のリスクや平常時の教育活動における児童生徒の熱中症がクローズアップされる中、学校体育館への空調機の設置が求められている。こうしたことを踏まえ、市は、避難所環境や教育環境の充実を目的として全ての学校体育館（17施設）に空調機を設置する。 本事業は、別添「公募型プロポーザル実施要領」及び「要求水準書」に基づいて選定された事業者が設計及び施工を一括して行い、整備が完了した空調機設備を市が買い取るものである。
参加条項を示す場所	多治見市企画部危機管理課
選定審査に参加する者に必要な資格	<p>プロポーザルの参加者は、以下の要件を満たす1者単独の事業者（以下「単独事業者」という。）又は複数の事業者（以下「構成員」という。）で構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）とし、共同企業体の場合は、応募その他の手続等を代表して行う事業者（以下「代表事業者」という。）を定めるものとする。</p> <p>(1) 単独事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者ではないこと。 イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。 ウ 参加申込書の提出日から本事業の契約相手方の特定までの間、市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。 エ 参加申込書の提出日から本事業の契約相手方の特定までの間、多治見市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に規定する排除の対象となる法人等に該当する者ではないこと。 オ 過去7年間において、主たる事業者として小中学校にGHP式空調機を設置する事業を実施した実績を有すること。 カ 公告日において、令和8年度の多治見市競争入札参加資格（管工事870点以上）を有する者であること。なお、当該資格を有しない者については、以下の書類を提出することで、当該資格を有する者とみなす。 <ul style="list-style-type: none"> a 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可書の写し b 建設業法に基づく経営事項審査結果通知書の写し（管工事の総合点数が870点以上（多治見市競争入札参加資格等級格付A該当）） c 登記事項証明書（現在事項全部証明書） d 国税・市税納税証明書（全税目の未納が無いことの証明） <p>(2) 共同企業体 構成員の全員が単独事業者に求める資格を満たしていること。</p>

スケジュール	<p>プロポーザル実施公告 実施要領等の配布 現地確認（対象校全校）の開催 参加申込に関する質問書の提出期限 参加申込に関する質問書に対する回答 参加申込期限 参加資格審査（第1次審査）結果通知 実施要領に関する質問書の提出期限 実施要領に関する質問書に対する回答 企画提案書提出期限 プレゼンテーション・ヒアリング（第2次審査） 第2次審査結果通知、選定事業者の決定・公表</p>	<p>令和8年4月1日 令和8年4月1日～4月15日 令和8年4月2日～4月24日 令和8年4月8日 令和8年4月13日 令和8年4月17日 令和8年4月22日 令和8年4月30日 令和8年5月13日 令和8年7月10日 令和8年7月17日※予定 令和8年7月24日※予定</p>
募集要項の配布	<p>(1) 配布期間：令和8年4月1日（水）～令和8年4月15日（水） ※各日午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く） (2) 公表配布：市のホームページで公表するとともに危機管理課で配布</p>	
質問書の提出並びに質問に対する回答	<p>(1) 参加申込に関する質問 ア 提出期間：令和8年4月1日～令和8年4月8日 ※最終日は午後5時15分必着 イ 提出書類：公募型プロポーザル実施要領に定める様式 ウ 提出方法：危機管理課 (kikikanri@city.tajimi.lg.jp) にメールにて提出 エ 市の回答：令和8年4月13日から市ホームページで公表</p> <p>(2) 実施要領に関する質問 ア 提出期間：令和8年4月1日～令和8年4月30日 ※最終日は午後5時15分必着 イ 提出書類：公募型プロポーザル実施要領に定める様式 ウ 提出方法：危機管理課 (kikikanri@city.tajimi.lg.jp) にメールにて提出 エ 市の回答：令和8年5月13日から市ホームページで公表</p>	
参加申込書及び企画提案書等の提出	<p>(1) 参加申込書の提出 ア 提出期間：令和8年4月1日～令和8年4月17日 ※各日午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く） イ 提出書類：公募型プロポーザル実施要領に定める様式 ウ 提出方法：危機管理課窓口へ持参</p> <p>(2) 企画提案書の提出 ア 提出期間：令和8年4月22日～令和8年7月10日 ※各日午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く） 最終日は午後2時必着 イ 提出書類：公募型プロポーザル実施要領に定める様式 ウ 提出方法：危機管理課窓口へ持参</p>	
プレゼンテーション・ヒアリング審査	<p>(1) 日時：令和8年7月17日（予定） (2) 会場：多治見市役所駅北庁舎（予定） ※会場、実施日、開始時間、終了時間は、後日通知する。 (3) 審査結果通知：令和8年7月24日（予定）</p>	
選定審査の中止	<p>天災その他のやむを得ない理由により選定審査を中止することがある。この場合において、中止によって生じた参加者の損害は、参加者の負担とする。</p>	
その他	<p>(1) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、全て参加者の負担とする。 (2) 企画提案書の提出は、1参加者につき1提案とする。 (3) 評価内容及び審査結果についての異議申立ては一切認めない。 (4) 提出書類は返却しない。 (5) 提出書類の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。 (6) 市は参加者から提出された企画提案書等について、多治見市情報公開条例（平成9年条例第22号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。</p>	